

令和6年4月1日制定

(目的)

第1条 この取扱ルールは、上田ソフトテニスクラブ（以下「本会」という）が保有する個人情報を適正に取り扱うための事項を定めることにより、本会活動の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報の取扱ルールを総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「上田ソフトテニスクラブ入会届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、第5条に必要となる最小限の情報で、会員があらかじめ同意した事項とする。

3 要援護者の支援のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。

(利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 本会会費の徴収および管理など
- (2) 本会業務運営に係る会員名簿の作成、連絡網の整備およびその他文書の送付など
- (3) 関連団体等への登録手続き等
- (4) 災害・事故等における緊急連絡・救助および要援護者等の支援活動

(管理)

第6条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。収集した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に取り扱うものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

3 管理者および取扱者は、職務上知り得た個人情報を目的以外に使用せず、職を退いた後も他人にもらしてはならない。

(提供)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 会員の公衆衛生の向上又は健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(開示)

第8条 会員は、第5条に規定する目的に使用する場合、理事を通して第4条のルールに基づき提供した会員本人の個人情報について開示を請求することができる。

2 本会は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、個人情報保護法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示するものとする。

(個人情報の訂正・利用停止等)

第9条 本会が会員から取得し、保有している個人情報について会員本人から訂正・利用停止等を求められた場合、速やかに訂正・利用停止等を行うものとする。

(苦情相談等)

第10条 本会における、開示請求、訂正等請求、利用停止等請求及び苦情相談等の窓口は会長とする。

附則

この取扱ルールは、令和6年4月1日から施行する。

【解説】

個人情報とは:任意の一人の個人に関する情報であり、かつその情報に含まれる記述等によって特定の個人を識別できるものを指す。具体的には、名前・年齢・性別・住所・電話番号・E-mail アドレス・SNS 上の繋がり・学校名・銀行口座・クレジットカード番号などであるが、そのような情報を含む情報全体も個人情報である。たとえ一見して個人を識別できなくとも他の情報と合わせれば個人の識別が可能になる記述を含むものも個人情報である。(出典 Wikipedia)

第4条第3項)要配慮個人情報とは:

「人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障害、健康診断・検査の結果、医師等からの指導・診療・調剤が行われたこと、刑事事件・少年の保護事件に関する情報」等

第7条(1)法令に基づく場合 :例えば、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会への対応

同(2)人の生命、身体……:例えば、大規模災害や事故等の緊急時で本人の意思確認不能

同(3)公衆衛生の向上……:例えば、虐待の疑いのある家庭情報の公的機関への提供

同(4)国の機関若しく……:例えば、国勢調査、統計調査

個人情報保護法第28条第2項: 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合